

# 山梨県富士北麓公園における感染拡大予防ガイドライン

富士北麓公園 屋内練習走路

## 1 3密の回避

### (1) 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- ・ 利用にあたっては、一人当たりの必要換気量を確保する。当該施設については、必要換気量が確保できないため、全ての窓を常時開放する。

### (2) 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- ① 入場者の制限（体育施設については、床面積等に対し一人当たり16㎡、体育施設以外については、床面積等に対し一人当たり3㎡とし利用人数を制限する。）などにより混雑度を管理する。
- ② 滞在時間の制限（1回の利用時間は2時間以内とする。）や原則予約制により同時に多数の人が集まらないようにする。

### (3) 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- ① 最低1m（マスク着用ない場合は2m）の対人距離を確保する。
- ② 受付窓口には、透明ビニールカーテンで遮断する。
- ③ マスク着用を遵守し、近距離での会話や発声を避ける。
- ④ 金銭の受け渡しは、トレーを使用する。

## 2 その他の感染防止対策

### (1) マスクの着用

- ・ マスク着用について、職員が遵守するとともに、利用者もマスク着用とする。

### (2) 手洗い・手指消毒

- ① 職員は定期的に、利用者は入場時に、手指消毒、手洗いを実施する。
- ② 入口に消毒液を設置して、利用者の手指消毒を促す。
- ③ 職員は、業務開始時や他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用後などには必ず手指を消毒する

### (3) 体調チェック

- ① 職員に対して、出勤前に検温させ、業務開始前に体調確認を行う。  
なお、発熱発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（咳やのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止する。
- ② 利用者に対して、発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（咳やのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば利用しないように呼びかけを行うとともに、原則として、事前に体調確認、検温を行ってもらおう。なお、事前に検温を行っていない場合はその場で検温を行う。
- ③ 個人利用者については、受付窓口において利用者名簿に氏名、連絡先、体調良否及び体温を記入してもらおう。団体については、代表者の連絡先を記入してもらおう。
- ④ 体調不良の場合は、利用をお断りする。

### (4) 喫煙スペースの使用制限

- ・ 施設内は全館禁煙。

### (5) 清掃・消毒

- ① 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用アルコールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて、職員または清掃委託業者が定期的に清拭消毒する。  
〈椅子、スイッチ、ドアノブ、手すり等〉
- ② 鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てる。  
ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんで手を洗う。

### (6) 緊急事態宣言の対象地域の在住者に対する利用制限

- ・ 緊急事態宣言の対象地域の在住者に対しては、利用制限を行う。  
なお、ホームページ、各施設へ掲示し周知を図る。

### (7) チェックリストの作成・確認

- ・ 感染拡大予防ガイドラインに基づくチェックリストを作成し、毎日の確認を行う、チェックリストは週に一度、県へ提出する。

### 3 施設ごとの注意点等

- (1) 開放時間について
  - ・午前9時から午後9時とする。
- (2) 利用時間について
  - ・1回の利用時間は2時間以内とする。
- (3) 利用人数について (1,408.9 m<sup>2</sup> 130m×5 レーン)
  - ・60,250 m<sup>3</sup>/hの換気量があり、1,004人まで利用可能だが、同時間帯での最大利用人数は50人とする。(130mの中で分散しての利用とする。)
- (4) 利用について
  - ・利用中はマスクを着用しない場合も想定されるため、利用者同士の距離は2m以上を確保した利用のみを認める。
- (5) 器具の取扱いについて
  - ・器具の利用は認めない。